

3期第1回さいたま市消費生活審議会

期 日	平成 22 年 8 月 19 日 (木)			
場 所	さいたま市役所本庁舎別館 (議会棟) 2 階 第 5 委員会室			
会 議 時 間	開会 午前 10 時 00 分 ~ 閉会 午前 11 時 30 分			
出 席 委 員	会長 松 苗 弘 幸 委員 若狭 美道 重川 純子 椎木 隆夫 蝶野 聡 高橋 眞一 佐藤 利昭 久慈美知子 宮沢 方子 岩崎 万智子 松井 洋子 佐藤 千鶴子 佐藤 亜紀			
欠 席 委 員	福村 武雄 岩重 佳治 野口 高一			
日 程	1 開会 2 委嘱状交付 3 副市長あいさつ 4 委員自己紹介 5 会長選出 6 会長職務代理者の指名 7 消費者被害救済部会委員の指名 8 消費者被害救済部会長および部会長職務代理者の報告 9 議事 (1) さいたま市消費生活審議会について (2) 多重債務者問題対策の現況と今後の取り組みについて (3) さいたま市消費生活相談状況について (4) その他 10 閉会			
配 付 資 料	(当日) ・ 次第 ・ さいたま市消費生活審議会委員名簿 ・ 平成 21 年度消費生活基本計画の実施状況 (評価) について / 資料 1 ・ さいたま市消費生活審議会議題提案書 ・ 新たな消費者基本計画 (概要) / 資料 2 ・ 多重債務問題と平成 18 年度貸金業法改正 / 資料 3 ・ 平成 21 年度さいたま市消費者行政活性化交付金実績内訳 / その他 ・ さいたま市消費生活基本計画 / 新委員のみ (再任委員前回送付・新委員のみ送付) ・ 平成 22 年度消費者行政の概要 ・ さいたま市多重債務者生活再建安心プログラム			
傍 聴 人	2 名			
会 議 録	別添のとおり			
出 席 職 員	副市長 市民・スポーツ文化局長 市民生活部長 市民生活部次長 (監事) 消費生活総合センター所長 (書記) 消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター所長補佐 消費生活総合センター消費生活係主査 消費生活総合センター消費生活係主事	小林 敏 小山 茂樹 尾藤 久 伊部 みつ江 吉川 啓子 武者 清人 高橋 桂子 川島 朋之 堀内 隆		

3期第1回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成22年8月19日(木)

開 議(午前10時00分)

消費生活総合センター所長補佐(消費生活係長事務取扱い) ただいまから3期第1回さいたま市消費生活審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

後ほど審議会会長が選出されるまでは、最初、事務局で進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、本日委員総勢16名中13名出席をいただいております。過半数に達しておりますので、会議を開催することができますので、御報告させていただきます。

本日、お手元にマイクが用意されております。御発言の際にはお近くのマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

また、本審議会はさいたま市審議会等の会議の公開に関する指針、これによりまして原則公開となっております。会議の開催結果及び議事録を作成いたしまして、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますので、あらかじめ御了解ください。

それでは、審議会の開催に先立ちまして、さいたま市消費生活審議会の委員の委嘱を行わせていただきます。

まず、お手元の資料をめくっていただきまして2枚目になりますが、委員名簿がございます。上から2番目の福村委員、5番目の岩重委員、8番目の野口委員の3名が本日所用ありとのことで欠席との御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

本日欠席の委員につきましては、議事録等とあわせて事務局より委嘱状をお渡しします。

それでは、今、着席されています順に委員の皆様のお名前をお呼びします。その場で御起立をお願いします。

それでは、副市長、よろしくをお願いします。

松苗弘幸様。

〔副市長、松苗委員の前に行き、委嘱状を読み上げる〕

副市長 「委嘱状 松苗弘幸様 さいたま市消費生活審議会委員を委嘱する 任期は平成24年8月2日までとする 平成22年8月3日 さいたま市長 清水勇人」、よろしくようお願い申し上げます。

〔松苗委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐(消費生活係長事務取扱い) 若狭義道様。

副市長 若狭義道様、よろしくお願いいたします。

〔若狭委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐(消費生活係長事務取扱い) 重川純子様。

副市長 重川純子様、よろしくお願いいたします。

〔重川委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 椎木隆夫様。
副市長 椎木隆夫様、よろしくお願い申し上げます。

〔椎木委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 宮沢方子様。
副市長 宮沢方子様、よろしくお願い申し上げます。

〔宮沢委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 松井洋子様。
副市長 松井洋子様、よろしくお願い申し上げます。

〔松井委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 佐藤亜紀様。
副市長 佐藤亜紀様、よろしくお願い申し上げます。

〔佐藤亜紀委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 佐藤千鶴子様。
副市長 佐藤千鶴子様、よろしくお願いいたします。

〔佐藤千鶴子委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 岩崎万智子様。
副市長 岩崎万智子様、よろしくお願いいたします。

〔岩崎委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 久慈美知子様。
副市長 久慈美知子様、よろしくお願いいたします。

〔久慈委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 佐藤利昭様。
副市長 佐藤利昭様、よろしくお願いいたします。

〔佐藤利昭委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 高橋眞一様。
副市長 高橋眞一様、よろしくお願いいたします。

〔高橋委員、副市長より委嘱状を受ける〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 蝶野聡様。
副市長 蝶野聡様、よろしくお願いいたします。

〔蝶野委員、副市長より委嘱状を受ける。副市長、自席に戻る〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） ありがとうございます。それでは、ここで3期目第1回さいたま市消費生活審議会の開催に当たりまして、副市長から一言ごあいさつをお願いいたします。

副市長 皆様、おはようございます。副市長の小林でございます。

さいたま市消費生活審議会の開会に当たりまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御関係の皆様にご出席をいただきまして、3期目となります当審議会を開催できますことに対しまして心からお礼申し上げます。

また、ただいまさいたま市消費生活審議会委員に委嘱をさせていただきました皆様におかれま

しては、本市消費者行政はもとより、日ごろから市政各般にわたりまして多大な御尽力をいただいておりますことに敬意を表する次第でございます。

さて、さいたま市では昨年11月にお示しいたしました、しあわせ倍増プラン2009の実現を市政運営の最優先事項として位置づけまして、最少の経費で最大の効果を上げることが基本とし、その活性に向けて全庁挙げて現在取り組んでいるところでございます。このプランの実現によりまして、子どもが輝く"絆"で結ばれたまち、さらなる幸せを実感できるまちにすることを目指しているところでございます。そして、消費者行政につきましても、当審議会で御審議いただきましたさいたま市消費生活基本計画にのっとり、消費者としての市民、企業者及び行政の3者が協働して消費者の権利を擁護し、消費者の自立を支援するための施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。安定した市民の消費生活を維持するため、本審議会が有効に機能しますよう、皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、御出席の皆様の御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、私からのあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） ありがとうございます。

副市長におかれましては、この後、公務が重なっておりますので、ここで退席とさせていただきます。

副市長 失礼いたします。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長退席〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 続きまして、委員の皆様へ一言自己紹介をお願いしたいと思います。

松苗委員から、先ほどの委嘱状交付の順番に一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

松苗弘幸委員 私は埼玉弁護士会で弁護士をしております松苗弘幸と申します。今回の委員名簿のところにもございますが、消費者問題対策委員会の委員をしております、日々消費者問題の法律的な観点で仕事でもかかわっている立場にあります。今回再任となりますけれども、また改めてそういった現場、日々の仕事での状況というの、またこの審議会での発言に反映させていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

若狭義道委員 弁護士の若狭と申します。よろしくお願い申し上げます。今回新任ということになります。私も埼玉県消費者問題対策委員会の委員をやっております。現在は副委員長という立場であります。

私も弁護士になった当初から幅広い消費者問題、消費者事件をやっておりまして、現在はクレジット借りがえ被害という事件があるのですが、被害者が200名ぐらいいる事件なのですが、こちらの事務局長をさせていただいております。そのほかにも先物取引とか投資被害を中心にやらせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

重川純子委員 おはようございます。埼玉大学の重川と申します。大学では教育学部の中で、主に家庭科教育を専門にしている学生を対象にしております。専門は家庭経済、あと生活経営を担当しております、家計に関することが中心ですけれども、授業の中では家計だけではなくて、消費生活全般、消費者教育にかかわる内容についても行っておりますので、ここでいろいろ新しい状況についても学生に伝えるとともに、私が研究したことなどについてこの場で何かしら生かせることがあればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

椎木隆夫委員 埼玉県の消費生活支援センターの椎木と申します。同じく消費者行政に携わる立場でお手伝いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

宮沢方子委員 コーペルの会長をしております宮沢と申します。私どもは今年で50周年を迎えまして、一貫して女性の問題、消費者問題、環境の問題、福祉の問題を柱に、その都度問題に当たって活動してまいりました。昨年、消費者庁ができて、ますます消費者問題が活発化になるかなということをおもっておりまして、皆さんとともにまた消費者問題に取り組んでいきたいと思っております。

松井洋子委員 改めましておはようございます。14番のさいたま市岩槻くらしの会会長の松井と申します。

私どもの会は昭和43年ということで、42年目を迎えましたくらしの会です。会員は全部で250名ということで、会長に就任して14年目を迎えております。いろいろ年数はたちますけれども、まだまだ未熟で勉強中ですので、この会でいろいろ学んだことを市の中でまた反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤亜紀委員 佐藤亜紀と申します。消費生活にもともと興味がありまして、今回一般公募で応募させていただきました。初めてのことでまだまだわからない点があると思っておりますが、よろしくお願いいたします。

佐藤千鶴子委員 佐藤千鶴子と申します。さいたまに住みまして、埼京線ができてちょうど1年目に今のマンションを購入いたしまして、もう二十数年たちます。私の住んでいるところは大変緑が多くて、都会でもあり、そういうところがすごく住みよいところだと感じております。このまちをよりよくするためにということで、その一助になればと思って今回応募させていただきました。日ごろは相談員をしております。よろしくお願いいたします。

岩崎万智子委員 東新井生活設計研究会の岩崎です。よろしくお願いいたします。

私たちの会は、日本金融広報委員会の推進モデル地区をしばらくやっております。要するに生活ほとんど、保険とか年金とか、そういうことについて勉強をずっと重ねてきたのですけれども、現在は特別な活動はしておりません。普通はさいたま市消費生活保護センターの相談員をしております。相談員の立場からも、この会に参加してよかったのではないかなと最近思っております。今後いろいろなことを勉強させていただいて、さいたま市が本当にいい都市になるように、本当に豆粒ですけれども、参加できたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

久慈美知子委員 さいたま市消費者団体連絡会代表の久慈美知子です。以前にNPO法人の埼玉消費者被害をなくす会の事務局長をしておりました。その関係で、多分団体推薦のときに推薦されたのではないかと思いますけれども、ただいまは生協でも幹事をしておりますので、消費者問題など特に興味がありますし、あと消費者団体に戻りまして学習に役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤利昭委員 さいたまコープの理事長をしております佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

生協は御存知のように、生活を協同する組織でありまして、事業を通して食の安全ですとか暮らしの安心ということを目指しております。そういう意味でいいますと、事業者という立場もそうなのですけれども、同時に消費者団体としての性格もあわせ持っているということでもあります。

今年、さいたまコープは40周年を迎えまして、10月にフェスタを行うわけですけれども、清水

市長さんには御来場いただく予定になっておりますけれども、いろいろな意味で消費者問題についての行動力を組合員と一緒に高めていくことが必要になっておりますので、市とともにこれからもそういった行動力を高めていくための活動を、市内隅々まで広げていけるようにしていきたいなと思います。どうかよろしく願いいたします。

高橋眞一相談員 おはようございます。JAさいたまから選出、再任ということでございますけれども、高橋と申します。よろしく願い申し上げます。

JAということで、当JAといたしましても直売所がございまして、そういった形で皆さんに安全な商品をお届けするという立場もございまして、そういった意味でもまたこれからもこちらの審議会におかれましての勉強させていただければ幸いに存じるわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

蝶野聡委員 事業所代表の中におりますさいたま商工会議所理事の蝶野と申します。

商工会議所の指導員ということで、三十数年間、今は理事という立場におりますけれども、一応各事業所が会議所の会の中の対象となっております。実際問題、消費者も事業所も同じような立場だと思っておりますので、私どもの経験が一助になればと思います。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） ありがとうございます。

それでは、次に職員の紹介をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、市民・スポーツ文化局、小山局長でございます。

市民・スポーツ文化局長 局長の小山でございます。委員の皆様方には任期は2年ということでございますので、その間よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 市民・スポーツ文化局市民生活部、尾藤部長でございます。

市民生活部長 尾藤でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 同じく市民・スポーツ文化局市民生活部、伊部次長でございます。

市民生活部次長 伊部でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 市民生活部消費生活総合センター、吉川所長でございます。

消費生活総合センター所長 吉川でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 同じく市民生活部消費生活総合センター課長補佐、高橋補佐でございます。

消費生活総合センター所長補佐（相談支援係長事務取扱い） 高橋でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 同じく市民生活部消費生活総合センター、川島主査でございます。

消費生活総合センター主査 川島でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 同じく市民生活部消費生活総合センター、堀内主事でございます。

消費生活総合センター主事 堀内でございます。よろしく願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）そして、私、市民生活部消費生活総合センター所長補佐、武者と申します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですけれども、まず次第でございます。

そして、さいたま市消費生活審議会委員候補者名簿です。

続きまして、資料1「平成21年度消費生活基本計画の実施状況（評価）について」でございます。

次に、資料2「新たな消費者基本計画（概要）」でございます。

次に、資料3「多重債務問題と平成18年度貸金業法改正」、1枚物でございます。

「さいたま市消費生活審議会議題提案書」、これも1枚物でございます。

その他資料ということで、「平成21年度さいたま市消費者行政活性化交付金実績内訳」、1枚物でございます。

今回からの新しい委員さんに消費生活基本計画と消費生活条例、これを配付しております。そして、あと皆様に平成22年度さいたま市消費者行政の概要ということで、前回お配りいたしましたこの冊子なのですが、本日お忘れの委員はいらっしゃいますか。お手元でございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）以上でございます。

続きまして、会長の選出に移りたいと思います。選出につきましては、さいたま市消費生活条例施行規則第34条の規定によりまして、委員の互選により定めるということとなっております。ということで、委員からの御指名をお願いしたいと思います。

高橋眞一相談員 事務局、よろしいですか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）高橋委員、どうぞ。

高橋眞一委員 私、再任ということで2年間お世話になったわけですが、その中で見ますと、誠に申し訳ございませんが、松苗委員が適任なのかなということで推薦をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）ただいま高橋委員から松苗委員の御指名がございましたけれども、よろしければ松苗委員をお願いするということで、委員の皆様、いかがでございましょうか。

〔拍手起こる〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）松苗委員、よろしゅうございましょうか。

松苗弘幸委員 はい。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）では、松苗委員、会長席へ移動をお願いしたいと思います。

〔松苗委員、会長席に移動する〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い）それでは、松苗委員に会長をお願いするということで、審議会の会議につきましては条例施行規則第35条の規定によりまして会長が議長の職を務めるということになっておりますので、以後の進行を会長をお願いしたいと思います。

ます。よろしくお願いいたします。

松苗弘幸会長 御推薦いただきまして、第3期の会長職を務めさせていただくことになりました松苗です。改めてよろしくお願いいたします。

私もこの審議会に参加しております、ここ数年の審議会の中でも、国レベルでも消費者庁ができ、また活性化基金として消費者行政の予算が非常に拡大していった、消費者行政がまさに注目をされてきた機運のあるここ数年となるわけですけれども、注目をされた後、また予算が出たといっても、基金については3年間が原則の使用期間となっております。逆に、今後数年がせっかく注目された消費者行政をどう生かすかという問題だと思っておりますので、この審議会の中で事業者の方、代表の方、また消費者の代表の方、また一般の公募の方の御意見が広く出されることで、さいたま市の消費者行政が少しでもよくなればと思っております、この第3期の会長を務めさせていただければと思っておりますので、余り形式張った形ではなく、単に報告の場ではなく、本当に皆さんのいろいろな意見が広く出てくるような場になればと思っておりますので、議事の進行に御協力をいただきながらも、御遠慮なく発言ができるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では早速ですが、この3期の第1回目となりますので、議事に入ります前に、まずは会長職務代理者の指名をさせていただきたいと思っております。

会長の職務代理者につきましては、条例の施行規則第34条によって会長の指名する委員と規定されておりますので、私から指名をさせていただくこととなりますが、重川委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

重川純子委員 お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

松苗弘幸会長 ほかの委員の皆様方もよろしいでしょうか。

〔拍手起こる〕

松苗弘幸会長 ありがとうございます。

続きまして、条例の施行規則第38条で規定をされておりますが、消費者被害救済部会委員の御指名をさせていただきたいと思っております。

消費者被害救済部会の委員につきましては、審議会の委員の中から会長が指名することとなっております。この消費者被害救済部会というのは条例の第37条で設置することが定められていることなのですが、消費者センターで受けた相談で解決が困難であると認められるなど、あっせんまたは調停を行って解決に導くとともに、不調の場合に消費者訴訟における資金の援助などについても適否の認定を行う組織となっております。

こういった組織となりますので、ある程度法令に詳しい方、また事業者の代表の方、それから消費者の代表の方、それぞれに加わっていただきたい。また、迅速なある程度の審議が必要になる部会でもありますので、人数については5名程度と考えております。そこで、私からの指名となりますけれども、福村委員、若狭委員、岩重委員、蝶野委員、岩崎委員の5名の方を指名したいと思っております。きょうは福村委員、岩重委員は御欠席ということではあります、残り3名の方、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

松苗弘幸会長 ありがとうございます。

本日欠席の福村委員、岩重委員につきましては、私から御連絡をして、承諾を得ておきますの

で、3名の方、よろしく願いいたします。

また、他の委員の方々、特に御異論はないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

松苗弘幸会長 それでは、今申しあげました5名の方に部会委員としてお任せしたいと思うのですが、今回はきょうの部会についてだけの人選となりますが、適宜他の部会を選任する必要がある場合がございます。その場合にはまた適宜必要に応じて私から指名をさせていただくこととなりますので、その際にはよろしく願いいたします。

まだ始まったばかりではあるのですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。その間に今申しあげました救済部会の方々には別室にお集まりいただいて、その上で部会長の選任をしていただく必要がございます。その間、この審議会としては一たん休憩をさせていただきたいと思いますが、そのような進行にさせていただきます。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） それでは、消費者被害救済部会委員の皆様、お隣の第4委員会室で会議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。他の委員の皆様、しばらくこちらの会議室で御休憩いただきます。

なお、市民・スポーツ文化局長におきましては、ここで公務のため退席とさせていただきます。

市民・スポーツ文化局長 これで失礼させていただきます。よろしく願いいたします。

〔市民・スポーツ文化局長退席〕

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） それでは、休憩中、被害者救済部会ということでよろしく願いいたします。

休 憩（午前10時26分）

再 開（午前10時31分）

松苗弘幸会長 それでは、審議会を再開したいと思います。

まず、事務局より消費者被害救済部会長及び職務代理者についての御報告をお願いいたします。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 消費者被害救済部会長及び職務代理者について御報告いたします。

消費者被害救済部会委員の互選により、本日欠席ではございますが、部会長に福村委員が選出されました。

なお、職務代理者につきましては、福村部会長が本日欠席のため、次回の消費者被害救済部会で部会長が出席のもと改めて部会長から指名をいただくということにいたします。

松苗弘幸会長 そうしましたら、消費者被害救済部会長は福村委員として、次回の審議会で改めて報告させていただきますということですが、福村委員には私から連絡して承諾を得ておきますので、消費者被害救済部会の委員の皆様方、よろしく願いいたします。

では、議事の内容に入りたいと思いますが、本日は傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 傍聴者が2名いらっしゃっております。

松苗弘幸会長 傍聴申請については許可するというので考えたいと思いますが、皆様方、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

松苗弘幸会長 それでは、傍聴者の方を御案内いただきたいと思います。

〔傍聴者2名入室〕

松苗弘幸会長 それでは、最初に議事録の作成にかかわる委員の指名を行いたいと思います。これは事務局で議事録を作成しましたら、内容を御確認いただいて、署名をしていただいて、承認をしていただくというようなこととなりますが、議事録の作成要領としては概要を記すことになっておりますので、調査、審議内容の方向性など、対応を把握していただければと思います。今回は私のほか岩崎委員、佐藤亜紀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか、2人とも。

〔「はい」と言う人あり〕

松苗弘幸会長 それでは、他の委員の方々もそれでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

松苗弘幸会長 それでは、両委員には審議会を代表して、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただいて承認をしていただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題1「さいたま市消費生活審議会の進め方について」、事務局より説明をお願いします。

消費生活総合センター所長 議題の1について、説明させていただきます。

今回は新任の委員もいらっしゃいますので、本審議会の役割について御説明いたします。

まず、さいたま市消費生活審議会でございますが、さいたま市消費生活条例の34条に基づきまして、市民の消費生活の安定と向上に関する重要事項につきまして調査・審議するというところで設置されております。また、条例の35条では本審議会の所掌事務を規定しております。

それでは、まずウグイス色の冊子、そちらの平成22年さいたま市消費生活行政の概要の38ページをごらんください。

まず、第35条の第1項の第1号では、基本計画の策定または変更に関することを調査・審議すると規定しております。基本計画は平成25年度までの6年間の計画です。その後の計画策定や、期間中でも社会情勢の変化や施策の進行状況に応じまして必要に見直しを行う際に、本審議会におきまして審議していただくものでございます。

次のページにあります第2号では、表示等の基準の設定、変更または廃止に関することを調査・審議することと規定しております。法令によって表示が義務づけされていない商品などに関しまして、消費者の相談・苦情が頻繁に寄せられているときなど、表示等の適正を確保する必要があると認めるときに、条例で基準を定めるため、当審議会にて審議していただくものとなります。

第3号では、訴訟の援助・適否の認定に関することを調査・審議すると規定しております。消費生活センターでの助言とあっせんでは解決できなかったものに対して、消費生活審議会のあっせん・調停にかけた案件に関して、当該事業を相手として訴訟を提起する場合や、当該事業者から訴訟を提起された場合に訴訟費用等の援助を行うことについて、当審議会にて審議いただくものとなります。

第4号では、公表の適否に関することを調査・審議する規定となっております。事業者が条例に規定される商品が、消費者の生命また身体やまたは財産に被害・損害を及ぼしている場合や、不適切な取引行為が行われている場合など、市は事業者に対しまして必要な調査を実施し、条例違反が認められる場合には条例に基づく指導や勧告を行いますが、事業者が指導や勧告に従わない場合などのときには当審議会にて審議していただき、事業者名を公表するということにな

ります。

第2項では、あっせん及び調停を行うものとする規定を設けておき、消費生活センターの相談員の助言やあっせんでは解決できなかった案件のうち、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、また及ぼすおそれのある案件は、必要に応じて当審議会においてあっせんや調整等を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るものがございます。

第3項では、消費生活に関しまして重要と認められる事項について調査・審議し、自由に意見を述べることができると規定しております。審議会が審議事項以外でも社会・経済環境の状況に応じまして、消費生活に関する新しい問題等に対し、積極的な役割を果たしていただくために設けたものがございます。

また、同じページにあります第37条には部会についての規定がございます。

まず、第1項では先ほど申し上げた消費者被害の救済のためのあっせん調停及び訴訟の援助に関する審議に際しまして、機動的な対応が求められるため、あらかじめ審議会の活動組織として消費者被害救済部会を設けることと規定しております。

第2項では、そのほかの特定事項を調査・審議するため、部会を置くことができると規定しております。具体的には、商品・サービスの被害等に関する安全性の実証の際には、被害等防止のための勧告、商品・サービスの取引に関して、条例に規定している不適切取引行為の認定、変更、表示の基準の策定、業者名の公表を行おうとすることなどが部会を設置することを想定しております。

次に、本審議会にて調査・審議するとされている基本計画について、説明させていただきます。

31ページをごらんください。

この計画は、ここにあります条例第2条に規定する消費者の権利の確立を図るために、本審議会に答申を向け、平成20年度7月に策定されたものであります。

次に、52ページをごらんください。

この図の左側にあります、1、消費者の安全・安心の確保、2、充実した消費者の育成、3、消費者被害の機動的な対応、4、消費者意見の反映の促進の6つの施策展開の基本的方向とし、その内容ごとに市全体の箇所における具体的施策を設定しております。具体的施策総数は117施策ありまして、消費生活総合センターのほか、保健福祉局や教育委員会など、25の関係箇所にて担当・実施しております。この施策につきましては、実施担当課が年度の目標や予定を設定しておりまして、年度ごとにその施策の実施状況や自己評価について報告することとなっております。本審議会ではその報告について意見や評価をいただくことが役割の一つとなっております。

前年度の基本計画の評価につきましては、前回の審議会にて報告させていただいたところではありますが、その中で評価につきまして御指摘がありましたことから、一部変更をいたしましたので、説明をさせていただきます。

お手元の資料1の3ページをごらんください。

基本計画の評価の中で、3つの重点項目について、重点目標の達成度と個別施策の達成度の評価が一致せず、おかしいのではないかと御指摘ございました。このことにつきましては、重点目標は将来的に目指すべき目標について達成した・しなかったのどちらかの評価となる一方で、個別評価につきましては現在実施している個々の施策について達成度の合計の割合によって評価しております。そのため、評価の対象とその方法の違いから、両者が一致するという事は難しく

く、その結果、評価としてはわかりづらいものになっておりました。

そこで、今回この重点項目につきましては重点目標を重視し、その目標の達成度についてのみ評価の対象とするよう変更いたしました。また、個別の施策につきましては、星印による2次評価はせず、個別の評価を記載する形といたしました。この変更により、重点項目の評価が明確となるとともに、達成すべき目標の重みも増すのではないかと考えております。

なお、この基本計画の実施状況及び評価につきましては、今回の審議会後にホームページにて公開を予定しております。

続きまして、今後のこの審議会について説明させていただきます。

皆様御存知のとおりですが、国の消費者行政におきましては、昨年9月に消費者庁が創設されました。この創設の背景には、食の安全・安心という消費者の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が生じました。これに加えて、消費者被害発生に伴う行政の対応に対して、消費者の間に行政への大きな不信を招く事案が相次いで生じたことによります。消費生活の問題を総合的・抜本的に解決していくための新たな枠組みの構築を求める声の高まりがあったためであります。

消費者庁は、行政のあり方を事業者優先から国民一人一人の安全に立ったものに転換すること、また、縦割り行政の弊害をなくすため、消費者の利益の擁護及び増進、消費者の権利の尊重及び自立の支援の観点から、これまでの行政のあり方を改めるとともに、消費者行政の司令塔としての役割を發揮していくとしております。

そして、今年4月には平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が策定されております。お手元にあります資料2がその概要となっております。

この新たな消費者基本計画では、消費者本人の尊重と消費者の自立の支援、地方公共団体、消費者団体等との連携、協働と消費生活の実効性の向上、あとは経済社会の発展への対応の3点を基本的方向として、消費者の安心・安全の確保や消費者教育の推進、指導、消費者行政の強化についてなどの施策を行っているとしております。国におきましても、消費者庁の創設により、消費者行政が新たなステージを迎えたと述べているように、地方、消費者行政にとりましても転換期を迎えております。

このような状況において、さいたま市の消費者行政はどのように推進していくべきかについて今後は審議していただきたいと考えておりますので、何か御提案がございましたら、本日はなくても構いませんので、お手元にありますさいたま市消費生活審議会議案提案とお書きいただいで事務局にお知らせいただければと思います。

以上で、議題1、さいたま市消費生活審議会についての説明を終わらせていただきます。

松苗弘幸会長 ありがとうございます。ただいま事務局からさいたま市消費生活審議会の進め方についての御説明をいただきましたが、委員の皆様方から御質問等はございますか。

〔発言者なし〕

松苗弘幸会長 私からということで。今御説明の中でも若干あったのかもしれませんが、審議会自体はこの2年間任期としておりますが、大体開催頻度とか開催予定というものは今の段階では決まっているのでしょうか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 開催は必要に応じて、審議する事項が発生すれば皆様にお集まりいただくことになるかと思うのですが、次回の日程はまだ決まっ

ておりませんので、またその都度お知らせする形になります。

松苗弘幸会長 逆にこれは先ほど議題提案書みたいなものもございましたけれども、委員の中から場合によってはこういう議題とかこういうので議論してみてもどうかというので提案をすれば、そのときに、それだけで開くかというのはまた別な話ですけども、場合によってはそれに基づいて開いていくということもあり得るということなのですか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） そのとおりでございます。

松苗弘幸会長 久慈委員、どうぞ。

久慈美知子委員 1回欠席してしまったことがあるのですが、結構間が長かったと思うのですね。消費生活審議会が終わってからその次に開催されるまでが、かなり1年近くあったように思うのですが、今年は3期ですから、1期のときには御説明いただいたときには大体年4回ぐらいの会議があるとお聞きしたような気がするのですが、それはどうなのですか。議題は想定なさっていたのですか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） 現在、第3期ということで、その前、第2期の始まりのころではなかったかと思えますけれども、現在お手元でございますさいたま市消費者基本計画、これの策定に関するいろいろな審議事項ということで、皆様にはお集まりいただいて御審議いただいたというような経緯があるとは思いますが、ただ、これにつきましても25年までの6年間ということで、23、24年度ぐらいからはまた見直しということの作業が入ってきますので、そういったときには審議会で検討をお願いするようなことにはなると思いますが、そのほかにつきましては、重要な消費者行政の審議事項ということで御提案いただけるもの、またはこちらから御提案させていただくものございましたら、議案へ随時紹介していくというような流れになると思います。

現状では消費者基本計画にのっております117の施策の進行状況、こちらの御報告ということで、最低限年1回のペースということで、これは最低ラインだと思うのですが、このペースで今やらせていただいております。

久慈美知子委員 きょうの資料2の中に新たな消費者基本計画概要というのが入っておりますけれども、これは前回の基本計画にプラスされるものですか、それとも新しく基本計画を立てて、その内容を審議するものなのでしょうか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） お手元でございますこの資料2は、消費者庁で提案している新たな消費者基本計画でございますので、こちらのさいたま市消費生活基本計画とはまた別のものがございます。

松苗弘幸会長 そのほか何か。例えば再任の方であれば、これまでの開催に当たっての何か要望とかがあればこの場で、また新任の方についても御質問なり疑問点があればと思いますが、特段、いかがですか。よろしいですか。

また適時提案等や御要望があれば、事務局にということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議題2「多重債務者問題対策の現状と今後の取り組みについて」、お願ひします。

消費生活総合センター所長 議題2「多重債務者問題対策の現状と今後の取り組みについて」、説明させていただきます。

まず、多重債務者問題では、市民が複数の借り入れ先から返済能力を超えて借金をしてしまい、どこにも相談できないまま生活に行き詰まり、多重債務の返済以外にも生活保護や児童虐待など

を引き起こし、自殺、家庭崩壊など、本人や家庭に大きな影響を与えている問題であることは委員の皆さんも既に御存知かと思えます。

本市ではその取り組みといたしまして、消費生活総合センターが中心となり、関係部局と連携いたしまして、埋もれている多重債務者の発見、多重債務に起因する諸問題も含めまして、総合的な多重債務者の問題の解決を図るため、さいたま市消費者行政庁内連絡会議要綱第5条の規定に基づき、昨年7月31日に、さいたま市消費者問題対策部会を設置いたしました。この部会では、庁内18の所管課と協議いたしまして、市長決裁におきまして、多重債務者生活再建安心プログラムを策定いたしました。このプログラムに関しては前回の審議会において委員会に配付しておりますが、今回初めて参加される委員さんもおられますので、新しく参加される委員さんにも配付させていただきました。後ほどごらんいただければと思います。

このプログラムは4月から開始しておりまして、若干ながらPRの効果も見え始め、多重債務者を消費生活センターに案内できる職員があらわれ始めまして、今後も研修、チラシ、ポスターでのPRに力を入れたいと考えております。前回も御報告させていただきましたが、秋に研修会を実施し、その後、さいたま市多重債務者問題対策部会において、現在までの取り組み状況、問題点等を抽出し、検討していきたいと思えます。

次に、多重債務問題の関連といたしまして、改正貸金業法について説明をさせていただきます。

昨今の多重債務者問題の解決に向けまして、本年6月18日に改正貸金業法の改正が施行されております。ここで貸金業法の体制について、御説明したいと思います。

内閣府の第21回消費者委員会で配付された資料の抜粋となりますが、多重債務問題と平成18年度の貸金業法改正をごらんいただければと思います。この貸金業法の改正を平成18年に行った背景としまして、貸金業者による消費者向け貸し付けが非常にふえたということと、巨大な貸金業市場が形成されていたということがあります。この貸金業者による貸し付けは、無担保、無保証で消費者向けに貸し付けを行っており、貸付残高が平成18年度時点で13.8兆円、利用者が1,170万人となっております。

このような状況の中で、特に多重債務者問題が非常に深刻化されていきました。例えば、5件以上の貸金業者から借りている方々が19年2月末時点では約180万人いました。これらの方々の平均借入額は約240万円となっております。このような多重債務の問題の改善を図ることを目的として、貸金業法の改正が行われました。

具体的内容として、改正は大きく4つの柱からなっておりまして、4つの柱の主なものは、1番の貸金業の適正化のための規制の見直し、これは簡単に言いますと、多重債務者に対する執拗な取り立てなどの規制をするものです。

2番目は過剰貸し付け抑制のための総量規制の導入等です。これは貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備、または借り手の総借入残高が年収の3分の1を超えている貸し付けなど、返済能力を超えた貸し付けを原則禁止するというものです。

3の金利体制の適正化、これは出資法の上限金利の引き下げを規定しております。

4のヤミ金融対策の強化は、ヤミ金融に対する罰則の強化を規定しております。

以上、4つの柱となります。本市の多重債務者に対する支援の観点から見れば、2の過剰貸し付け抑制のための総量規制の導入等が注目する部分と考えております。この規制によりまして借りられなくなり、生活に困った場合の多重債務者に対する支援の構築をどのようにするかという

のが今後の課題かと思われれます。具体での協議、また審議会委員の皆さんの御意見を加味いたしまして、築いていければと考えております。

以上で議題2の多重債務者生活再建安心プログラムの制度についての説明を終わらせていただきます。

松苗弘幸会長 ただいま事務局から多重債務者問題対策の現況と今後の取り組みについて御説明をいただきましたが、委員の皆様方から御質問等御ざいますか。

宮沢委員、どうぞ。

宮沢方子委員 非常に多重債務者がふえているということで、行き詰まってから相談という、それもかなわないのかなと思いますけれども、今後は未然に防ぐ方法を考える必要があるのかなと思っていますけれども。また、何件も何件も借りてしまうということで、歯止めをどこかでしなくてはならないのかなということと、それから今、若い層の人たちで、家計のやりくりとか、それが乏しいということがありますし、暮らしに対する基本的な、どこかで私どももしていかななくてはならないのではないかというようなことを考えております。

相談室を各地域に設けられておりますけれども、本当に来る人たちというのが情報の伝達が悪くて来ないのか、それともどうなのか、その点がわからないのですが、にっちもさっちもいなくなって来ているというような状況かなと思うのですが、どこかで歯止めをかける必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） まず、多重債務者の特徴といたしまししょうか、多重債務者が一番どうしていいかわからないのは、まずどこに相談しに行っていいいかわからないというのをよく聞きます。それで、相談するところがわからなくて、結局相談できずにどんどん膨れ上がってしまうというのがよく聞かれている中身でございます、それを導くといいまししょうか、相談者を導くためにも、行政としては庁内にPR、またはいろいろチラシ、ポスターを使って、多重債務でお困りの方は迷わずに消費生活相談センターに御相談くださいといったようなPRを常日ごろから行っております。

そして、未然に防ぐというような御指摘といいまししょうか、にはということで御意見をいただいたわけなのですが、貸金業法の規制の結果かどうかというのは定かでないのですが、貸金業者からいろいろ相談されることもございまして、貸す側も前と同じようにどんどん貸せるような状況ではなくなっているというお話を聞くこともございます。

そういったことで、貸す側としても多重債務問題というのはどうしても目をつぶるというわけにはいかない。解決に導いていかなければならないにはどうすればいいかというような御相談も貸す側の業者から依頼を受けたこともあります。行政といたしましては、そういったところにもチラシ、PR等で一分でも一秒でも早く解決に導くため、相談を伺っています。多様なPRを行っていきたいと思います。

宮沢方子委員 チラシの配布なのですが、私の携わっている団体とか、そういうところには行き渡ると思うのですが、最も必要とするところにはチラシの配布と言いますけれども、どのようにお考えでございましょう。

各戸に何か出す、新聞をとっていない人もあるかもしれませんが、何かもどかしさを感じているのですが、何か方法を考えていかななくてはならないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

消費生活総合センター主査 宮沢委員から何かもどかしいものがあるというお言葉をいただきましたが、我々も日夜PRの方法を考えております。最終的には多重債務者に対し御相談くださいというチラシ等を全戸配布できればよろしいのかなと想定して考えております。

また、宮沢委員からもどかしいことだと申し出がございましたが、こうしたほうがいいのではないかというアイデアがあるようでしたら、それこそ提案等をしていただいで、よりよい多重債務者支援の方法を構築できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松苗弘幸会長 松井委員、どうぞ。

松井洋子委員 今宮沢委員がお話しされたことがほとんどだったのですが、若干もう一つつけ加えるならば、ここに金融の利用者が国民の10人に1人ということになってはいますが、年代別に大体どれぐらいの年代が一番多いのか、わかりましたら教えていただきたいのですが、それによっては指導の内容とか、教育の仕方とか、対処の仕方があるかと思ひますので、大体若年層が多いのか、中年の方が多いのか、わかるところで結構ですので、3番目ぐらいまでどれぐらいが多いか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

消費生活総合センター所長補佐(消費生活係長事務取扱い) 多重債務の消費生活相談件数、平成20年の例なのでありますが、総数で359件のうち、一番多いのが30歳代でございます。これが94件でございます。2番目といたしまして40歳代、85件、そして50歳代、58件の20歳代、56件ということで、20から50の間の、いわゆる働いている年代、こういう世代が一応こういった数字が出ているのではないかなと思ひます。

松井洋子委員 男性と女性では。

消費生活総合センター所長補佐(消費生活係長事務取扱い) これも20年度の例なのでありますが、男性が236名の女性が122名ということで、約倍ぐらい男性が多いとなっております。

松苗弘幸会長 ほかに御質問等ございますか。

岩崎委員、どうぞ。

岩崎万智子委員 多重債務問題に関しては、救済と予防と両方必要だと思ひますね。救済は最近、借りられなくなりましたよね、総量規制で。実際に起きているのですけれども、失業をした方には結構フォローできるような、いろいろなシステムがハローワークもできましたので。だから、失業した方に対するフォローはあるのですけれども、御主人も働いていて、奥さんも働いて、子供は小さい子がいる。一生懸命働いているのだけれども足りない。そういう人が借りるところがなくなって、どうしたらいいかというような相談がふえてきたのですね。そうすると、一生懸命頑張って収入をふやすしかないのかなと。親戚からも借りるところはない。そういうのがあから、例えばそういう借り入れられなくなった人のための、すぐ借りられる公的なバックアップ支援制度、そういうものがなくて総量規制だけあると本当に困る人も出てくるのではないかなと。最近一生懸命働いているのにない。どうしてあげていいかわからないような方がふえてるので、そういう仕事もあって一生懸命頑張っているけれども、やっていけないけれども借りられない。そうすると、本当に自殺とか、そういうほうに行くのではないかと心配になるときもあるのですね。だから、緊急に貸してもらえる制度が要るのではないかなと思ひます。

それと、先ほど皆さんに周知するというのがあったのですが、市報とかには時々載っているのですよね、多重債務を受けるとのこと。けれど、それを見る方はいいのですけれども、見ない方が多いと思ひますね。そうすると、割と公民館とかに置けばというのものもあるのですけ

れども、公民館に置いても見ない、行かない人はわからないので、できればという話なのですけれども、市報に別ペラで一度くらいは入ってもいいのかなと。載せると読まない人が多いですから、そういうくらいはやってもいいのかなと。もしも全軒に周知するのであれば。

家計のやりくりとかおっしゃったのですけれども、例えば住宅ローンであれば、借りられるということと払えるというのは別ですよ。だから、借りられるというので借りて住宅ローンが払えなくて家を放した人が今新聞とかに載っているのですけれども、そういうがあるので、教育が必要だと思うのです。だから、中学生や小学生であればお母さんから教わればいいのですけれども、高校生だったらクレジットカードとか、そういう教育の面からやって。それから、生協であれば若いお母さん方とかいらっしゃると思うのですが、いろいろな世代にわたった教育も絶対にこれから必要かなと思っております。そういうのをもしもやれたらいいと思うのですが。

松苗弘幸会長 事務局から今のお話だと緊急貸し付け等の公的な支援の問題と広報の問題を再度と、3つ目が教育の問題という観点ですが、何かこの点で現状のコメントがございませうか。

消費生活総合センター主査 岩崎委員にはこの審議会だけではなく、センターでのことでもよくお話しさせていただき、いろいろアイデアをいただいている次第で、本当にありがたいことです。

まず、第1点の支援の関係なのですが、今センターの中ではそういった基本的なものはまだまだ構築していない部分があります。他の所管との連携において、そういった部分を多重債務でお困りの方にお知らせするという方法。例えば各区役所の福祉課においては当然生活保護の絡みもありますし、また各区の福祉課の本庁機能である福祉総務課が窓口になっております社会福祉協議会関係、これは埼玉県社会福祉協議会とさいたま市の社会福祉協議会、そういったところも連携して、生活福祉資金貸付制度というものを構築しておりますので、これに関しては内容的なものは申し訳ございませんが、種類の申し上げますと、厚生資金、福祉資金、住宅資金、教育支援資金、療養介護資金、災害援護資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金、これを各市町村レベルの福祉協議会に申請していただければ、審査等は当然ありますけれども、貸し付けられると伺っております。

ただ、この貸し付けに弱い部分もございまして、早急に入り用な方々も多いとは思いますが、審査の関係上、着金が1週間くらいかかってしまう。そういう部分においてはまだまだ制度上完璧なものではないのかなと見受けられます。

だからそういう意味からすると、いろいろ議論を重ねて、よりよい方法を構築していかなくてはならないのかなと考えております。一番目については以上です。

次に、これらの方法。多重債務者生活再建安心プログラムを策定して、7月からPR等々臨んでいる次第なのですが、まず区役所に関して言えば10区、収納課、福祉課、くらし応援室、窓口等のところに、あと各区の総務課に目立つところにポスターを張ってくださいとか、いろいろやっております。また、図書館、公民館、地域包括センター、小学校、中学校、市立高校になりますけれども、そういった類のところにもポスター、チラシは全部配布しております。それでもという部分がありますので、まだまだ検討、改造していく部分はありますので、その辺は見守っていただきたいなと。なるべく早急には働きかけたいと思います。

啓発については、相談支援係長がおりますので、私からの発言は控えさせていただきます。

消費生活総合センター所長補佐（相談支援係長事務取扱い） 啓発について、宮沢委員から、若い方の家計のやりくりの力が乏しいのではないかという御意見をいただきました。これは貴重な

御意見だと受けとめております。消費者センターでは年3回、1回が3回の消費者セミナーというのを行っております。その中で来年度、家計のやりくりという点でセミナーを考えてみたいと、本日御意見をいただいて考えましたので、内部で検討して取り入れてみたいと思っております。

今までで家計費にかかわるものにおきましては、生命保険とかというのが意外と家計に結構食っているというところがありますので、生命保険についての知識を得ていただく消費者教育みたいなセミナーも今までやったことがあるわけなのですけれども、そのような点も重視して、家計のやりくり視点に置いたセミナー、検討してみたいと思っております。

それから、岩崎委員から御提案いただきました消費者教育というところ、前回の審議会でも御意見いただきましたが、教育委員会と連携をとりまして、若いころから段階を追っての消費者教育、どのような感じでできるか、これも詰めてまいりたいと考えております。御意見ありがとうございました。

市民生活部長 市民生活部長の尾藤でございます。

2番目の啓発の関係なのですけれども、市報等に掲載をしても見ていただけない、公の施設に置いても来ていただけないと見てもらえないという、いろいろな問題があるのは十分認識はしてございます。今年度から日曜の電話相談を始めたところなのですけれども、これも周知が行き届いていないということもございまして、件数が非常にまだ少ないという状況がございまして。この周知についても日ごろ何とかPRをする形をいろいろ考えているのですけれども、なかなか妙案が出てこないということもございまして。

今も御指摘いただいた中で、私どもの部の中にコミュニティがございまして、自治会等を所管している部分がございますので、できるというお約束はしかねるところがございましてけれども、何らかの形で全戸配布できるような形、それも年に1回、あるいは2回程度できるようなことを協議させていただいて、できるようでしたら何とかやっていければと考えてございまして、よろしく申し上げます。

松苗弘幸会長 私からも一言。これは意見なので、御回答は結構なのですけれども、感想めいたところなのですけれども、先日、某牛どん屋に行きますと、某大手の都内の司法書士事務所とかがはがきサイズでいっぱい置いてあったりするのですけれども、その意味ではコスト的なものとかも含めて考えると、うまいところを突いたなというような印象もありました。行政としてそういうところに広報というのはなかなか難しいかとは思っているのですけれども、いろいろと目をつけるところはあるのかなという感想を持ったこともありまして。

また、先ほどの緊急貸し付けですけれども、専門家でも制度的に非常に複雑で、どういう場合に使えるのかというのがわかりにくくて、市としてももし広報関係でうまく整理ができればとは思っております。

あとは、これは弁護士の立場ですと、弁護士会と貸金業者との協議というのはなかなか難しいところはあるのですが、ぜひ市からも業者、貸金業協会などにアプローチをしていただいて、積極的に働きかけをしてみるのもひとつ、貸金業者から来るということももちろんあるのはわかっておりますけれども、逆に市からお願いをしていくというのも、弁護士会等ではなかなかできないことでもありますので、ひとつあり得るのかなと思ったりもしました。

松井委員、どうぞ。

松井洋子委員 今、牛どん屋さんの話が出ましたけれども、年代別でいくと30代が一番多いとい

うことなので、30代、40代ですか。そうすると、PTAのお母さん、お父さん、その辺のところに注目して、セミナーとか、今のチラシもそうなのですけれども、この年代が一番高いところ、そういうところにポイントを置いてやられたらどうかとは思うのですけれども。PTAは結構人数が集まるのですよねということで、若いお母さん、お父さんがしっかり勉強しておけば、子供たちへの教育も行き届くのではないかと思うのですね。だから、ぜひPTAを利用されてPRも、それからセミナー等もやっていかれるといいかと思うのですけれども。

松苗弘幸会長 御意見ということだとは思いますが、特に事務局からはそれは一つの御意見ということでよろしいですか。何かコメントはよろしいですか。

今後、場合によっては相談に来られた方がどういうルートで来られたのかなどの検証も含めて検討していただければ、それがまた活用できるのかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次の議題に入りたいと思いますけれども、「さいたま市消費生活相談の状況について」、事務局から御報告をお願いします。

消費生活総合センター所長 議題3「さいたま市消費生活相談状況について」、御説明させていただきます。

ウグイス色の冊子、22年度消費生活行政概要の1ページをごらんください。

2の消費生活センターについてですが、現在は大宮ジャックビル17階の消費生活総合センター、浦和駅東口の浦和コムナーレ9階の浦和消費生活センター、岩槻区役所3階の岩槻消費生活センターの3カ所で消費生活相談を行っております。

消費生活総合センター、浦和消費生活センターでは、それぞれ相談受け付けが月曜から土曜、相談時間が9時から5時となっております、受け付けは2時半となります。また、岩槻消費生活センターでは相談受け付けは月曜から金曜までで、相談時間は9時から12時と午後1時から5時までとなっております、受け付けは4時半となっております。このほかに、22年度4月から日曜電話相談を開始いたしました。受け付け時間は9時から午後4時までとなっております。

次に、相談状況ですが、5ページの21年度消費生活相談の傾向をごらんください。項目ごとに細かく説明しますと、まず6ページの平成21年度の相談件数が市内センター合わせまして9,043件ありまして、平成20年度の9,057件に比べまして14件減少しましたが、ほぼ同水準となっております。

次に、相談方法についてですが、平成21年度に向けました相談件数の86.6%に当たる7,837件が電話による相談で、13.3%に当たる1,200件が来所による相談となっております。

相談方法の傾向は、電話による相談が中心となります。

7ページの契約当事者についてですが、まず男女別では男性が49.8%、女性が50.2%と、ほぼ同じ割合となっております。

次に、年代別傾向ですが、相談総数が減少している中で、40歳、50歳代、70歳以上の相談が増加しております。30歳以下の相談件数が年々減少している傾向にあります。特に70歳以上の高齢者の方々の相談が大きく増加しているのが大きな特徴です。

9ページの相談の内容件数ですが、1位がデジタルコンテンツで、これはパソコンや携帯電話の有料サイト、利用料の請求やメールによる架空、または不当請求に関する相談です。昨年に比べまして減少しています。2位の不動産賃貸は前年度よりは大きく増加しており、その多くが賃

貸アパートの退去時に伴う原状回復費用についての相談となります。順位では3位となっておりますフリーローン、サラ金ですが、件数は大きく減少しております。これは貸金業法の改正や、国の中央行政による取り組みの成果のあらわれと思われる。

また、前年度相談件数が急増しましたはがきによる架空・不当請求に関する相談であります。商品一般が大幅に減少しているのも大きな特徴となっております。

以上、平成21年度消費生活相談の相談状況の概要の説明を終了させていただきます。
松苗弘幸会長 ただいま御説明をいただきましたが、委員の皆様方から御質問等ございますか。いかがですか。統計的なお話ですので、特段御質問がなければと。

事務局からも特にそれで、この件については今の御説明だけでよろしいですか。何か補足をしておきたいこと、ほかの方よろしいですか。

〔発言者なし〕

松苗弘幸会長 そうしましたら、議題3までが終了したことになりますので、最後に議題4のその他ということになりますが、事務局から何かございますか。

消費生活総合センター所長 議題4、その他につきまして、説明させていただきます。

まず、7月の審議会で岩崎委員から要望のありました平成21年度の活性化基金の実績についてということで、別紙のとおり提示させていただきました。平成21年度のさいたま市消費者行政活性化交付金の実績の総額は1,278万5,517円でございます。

次に、今後の消費生活センターの事業やイベント関係につきまして、説明させていただきます。

御説明をさせていただきましたが、消費生活センターでは今年の4月から日曜電話相談を開始しております。現状では市民への周知度が低いということで、月平均で10件程度と実績が伴っていないのが実情でございます。そこで、委員の皆様におかれましては、日曜電話相談の市民へのPRの協力についてまたお願いできればと思います。

また、昨年に引き続き今年も消費者展を開催します。開催日は10月17日の日曜日で、場所はJRさいたま新都心自由通路で10時から16時まで開催します。15の団体の皆様に御協力をいただきまして、消費生活に関するパネル展示、クイズラリー等を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

松苗弘幸会長 その他の事項につきまして、何か御質問等はございますか。

重川委員、どうぞ。

重川純子委員 その他ではなくて、1個戻ってしまうのですけれどもよろしいでしょうか。

松苗弘幸会長 結構です。

重川純子委員 先ほど消費生活相談の状況のところ、お願いなのですが、市の全体的な状況としてはおおよそ把握できるのですが、先ほど来、小・中・高等学校等での消費者教育の充実というときに、実際には小学生でどのくらいとか、中学生で、身近な状況としてわかったほうが、小学校とか中学校とか高等学校の具体的な授業の中で取り上げたりするような場合に、非常にリアリティーのある状況として、例えば8ページのところに子供の消費生活相談の例がありますけれども、その件数、あるいは具体的な事例等あわせて、何か小学校、中学校、高等学校の先生が使えるような資料のようなものをつくっていただけますと使いやすいと思いますので、やっていただければと思います。

松苗弘幸会長 何か事務局から、それに対してございますか。

消費生活総合センター所長 ただいま御意見いただきましたので、検討させていただきます。

松苗弘幸会長 ほかは何かございますか。よろしいですか。

〔発言者なし〕

松苗弘幸会長 そうしましたら、これをもちまして本日の議事は終了とさせていただきます。皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

消費生活総合センター所長補佐（消費生活係長事務取扱い） ありがとうございました。それでは、最後に事務局より連絡がございます。

まず、第1回の審議会議事録でございますが、議事録署名委員の御署名をいただきましたら、皆様に郵送させていただきますので、よろしくをお願いします。

次回審議会の開催ですが、開催日等についてまた改めて御連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、これをもちまして3期第1回消費生活審議会を閉会させていただきます。

散 会（午前11時30分）